

放射線に関する健康不安などの解消に

広野町放射線相談室を設置しました

放射線に関する健康不安などの相談窓口を、広野町役場内に設置しましたので、お気軽にご相談ください。相談された内容は各種専門家の意見を聞いて、分かりやすく回答いたします。

■連絡先 ☎080-9252-4773
Eメール hironosoudan@gmail.com
■開室時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日および年末年始は閉室します）

■場 所 広野町役場児童図書室
■相談方法 窓口、電話、Eメールのいずれか
■問 除染対策課 除染対策係 ☎0240-27-4162

受け入れは平成27年3月31日まで

災害廃棄物仮置き場の受け入れを終了します

広野町では、現在災害廃棄物仮置き場で災害廃棄物を受け入れています。平成27年3月31日で受け入れを終了します。同年4月以降は一般廃棄物として適正に処理してください。

■事業所から出たごみ 双葉地方広域市町村圏組合から収集運搬の許可を受けた業者へ、処理を委託してください。事業系の廃棄物はごみステーションには出せません。

■家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）指定業者（家電販売店、家電回収協力店など）に収集を依頼するか、または家電メーカーの指定取引所に搬入してください。

■一般家庭ごみ 指定ごみ袋に入れてごみステーションへ出すか、南部衛生センター（楡葉町大字上繁岡字山神160-2）へ持ち込んでください（南部衛生センターは有料）。各地のごみステーションで違反ごみが多く見受けられます。必ず分別して指定ごみ袋に入れて指定日に搬出してください。

■問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114
双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター ☎0240-25-4609

相談は無料です

特設人権相談所を開設します

■日 時 平成27年2月3日（火）（毎月第1火曜日）午前10時～午後3時
■場 所 広野町役場 301会議室
■相談料 無料
■相談員 いわき人権擁護委員協議会双葉地区部会の委員
■問 町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

更正医療、精神通院医療、育成医療

自立支援医療の申請を受け付けています

障がいを持っている人で、通院している人の費用負担を軽減する自立支援医療の申請を受け付けております。身体障がいや精神疾患の治療のために通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。障がいや疾患の内容により該当する基準が異なりますので、詳細については下の連絡先へお問い合わせください。
■問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

複合商業施設や県立中高一貫校などを説明

住民説明会を開催します

町民の皆さんへ複合商業施設や中高一貫校など、町政に関して説明をするため、下記の日程で住民説明会を開催します。なるべく多くの皆さんへ町政について説明したいと思っておりますので、ぜひご出席ください。

■テーマ ①公設商業施設について、②除染等に関する検証委員会からの中間答申について、③災害廃棄物・除染廃棄物仮置き場について、④県立中高一貫校について ほか
■開催日時など

回数	開催日	地区	会場
第1回	1月14日(水) 午後1時半～	四倉工業団地仮設、借り上げ住宅	いわき市四倉工業団地 応急仮設住宅集会所
第2回	1月15日(木) 午前10時～	四倉鬼越仮設、借り上げ住宅	サポートセンターひろの (四倉鬼越仮設内)
第3回	1月15日(木) 午後2時～	高久第1～4・第7仮設、鹿島仮設、 借り上げ住宅	いわき市中央台高久 第4応急仮設住宅集会所
第4回	1月16日(金) 午前10時～	常磐迎第1・2仮設、借り上げ住宅	いわき市常磐迎 第2応急仮設住宅集会所
第5回	1月16日(金) 午後6時半～	折木、夕筋、上浅見川、下浅見川、 借り上げ住宅	広野町公民館
第6回	1月17日(土) 午前10時～	下北迫、上北迫、中央台、広洋台、 借り上げ住宅	広野町公民館

※対象地区はあくまで目安です。ご都合の合う日時、会場でご出席ください。

■問 総務課 秘書広報係 ☎0240-27-2111

被災者生活再建支援金の基礎支援金分

申請期限を1年間延長しました

被災者生活再建支援金の基礎支援金分について、申請期限を延長しました。これは、東日本大震災（地震・津波）により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されるものです。

■支給額 ①基礎支援金
全壊・解体：100万円
大規模半壊：50万円
②加算支援金
建設・購入：200万円
補修：100万円
賃貸：50万円

■申請期限 基礎支援金：平成28年4月10日
加算支援金：平成30年4月10日

■対象者 ①住宅が全壊した世帯
②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

対象となる人は、お早めに申請してください。この制度の対象となるかどうか分からない人も、お気軽にお問い合わせください。

■問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251